

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	災害弔慰金の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、災害弔慰金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律及び阿南市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年阿南市条例第32号)に基づき、下記の災害弔慰金等の支給に関する申請等の事務を行う。 ・災害弔慰金の支給 ・災害障害見舞金の支給 ・災害援護資金の貸付け ・災害援護資金の償還未済額の償還免除の審査 情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	・番号連携サーバー ・中間サーバー ・災害弔慰金支給システム ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
災害弔慰金ファイル、災害障害見舞金ファイル、災害援護資金貸付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第82の2の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会の根拠]番号法第19条第8号 主務省令第二条の表第108項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 地域共生推進課
②所属長の役職名	地域共生推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部地域共生推進課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3440
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に入力をしている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者やその遺族からオンライン申請に基づき徳手個人情報を入手するため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第82の2の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第82の2の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事前	
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	[情報照会の根拠]番号法第19条第8号 主務省令第2条の表第108項	事後	
令和7年8月5日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月10日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月10日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年8月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない	[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		[1]目的外の入手が行われるリスクへの対策]	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月12日	IVリスク対策 13. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者やその遺族からオンライン申請に基づき徳手個人情報を入手するため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加
令和8年8月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・番号連携サーバー ・中間サーバー ・災害弔慰金支給システム	・番号連携サーバー ・中間サーバー ・災害弔慰金支給システム ・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年8月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正